

〔『法学新報』第一二五号 明治三十四年八月二十九日〕

○法学院在外生の募集

在外生は何時にも入学を許す規則なれとも学期の始に入学するを便宜とするか故に同院に於ては来る九月十五日を期し在外生の募集を為す由、但し在外生は入学料を要せず、無試験にて何れの級なりとも志願者の望に任せて入学を許すものなり